

**2022年度
横浜市生活自立支援施設はまかせ
事業計画書**

自 2022年4月 1日
至 2023年3月31日

社会福祉法人 神奈川県匡済会

○神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り 常に人が人として

文化的生活を営めるよう その自立に向けた支援に努める。

1 2022年度事業計画の概要

新型コロナウイルスの感染予防の徹底など、利用者が安全で安心快適な生活を送れるような施設の管理運営に取り組むとともに、複雑な事情を抱えている生活困窮者の相談支援に取り組み、その自立に向けた支援を行う。

2 運営計画

(1) 感染症への対応

新型コロナウイルスなどの感染症に対して、入所希望者の発熱対応をはじめ、利用者・職員ともに感染防止に留意した事業運営を行い、人命を最優先に考えた、安全・安心な施設生活の提供と運営を行う。

(2) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①一時生活支援施設の運営

一時生活支援施設として利用者の受け入れを積極的に行い、宿泊場所の供与や衣食の供与を行うと共に、退所後の自立に向けた支援を行う。

②自立相談支援機関としての支援

自立相談支援機関として、「はまかぜ」利用者の自立にむけた相談・支援は、利用者の自立と尊厳の確保および利用者支援を通じた地域づくりを目的として行い、支援会議の開催など適切な遂行に努める。また、支援に伴う事務処理は期限内に確実に行う。

③アウトリーチ

自立相談支援機関「はまかぜ」のアウトリーチ部門として、看護師とともに相談員が巡回して相談を行い、生活困窮者の早期把握に努め、適切な相談支援につなぐ。こうした積極的なアウトリーチ活動により、「はまかぜ」との一体的な運営を行う。また、退所後支援により、はまかぜ退所後の利用者へ地域生活継続のための支援を行う。

(3) 利用者支援

① 個別支援のために

利用者の職歴・生活歴・能力・意向を踏まえた、より適切な支援プランを作成し、この支援情報を職員全体で共有化と活用を図って、自立を目指した支援を行う。

②就労支援

画一的な支援に留まらずに、利用者個々の事情に寄り添った就労支援を行う。

③退所後生活の定着のために

利用者が退所後に安定して地域での自立生活を送り、賃貸アパートでの生活ができるよう、退所後支援を行って、利用者の生活確認と日常生活の支援を行う。また、退所時には必要に応じて相談支援機関への適切なつなぎを行う。

④未然防止のために

借り上げシェルター、ワンナイト入所の活用や、地域のネットワークやアウトリーチ活動等から生活困窮に陥っている者の早期発見に努め、適正な対応を図る。

⑤医療面の支援

協力医療機関と連携して利用者の健康診断を行い、健康状態の把握に努めるとともに、その内容を踏まえた支援プランを実行する。

嘱託医（精神科）の活用により、利用者へ適切なメンタル面の相談・支援を行う。また、看護師による健康相談や健康管理に関する助言・支援を行う。

⑥施設設備の活用

施設内の居室や半個室を活用して、感染防止の取り組みや、自立生活に向けたプログラムを行うなど、利用者個々の事情を考慮した計画的な支援を行う。

(4) 関係機関との連携

① 横浜ハローワークより派遣されている職業相談員や、神奈川県ホームレス就業支援協議会の就業支援相談室と連携して利用者の就労支援を行う。特に若年層の利用者や、現状では一般就労が困難と思われるケースに対しては、体験講習を利用するなど、就労自立に向けた支援に努める。

② 通所施設（寿アルク）と連携・協力を得ながら、断酒を志している者に対して、断酒プログラムなどの活用により、回復に向けた支援を行う。

③ 各区生活支援課との相互理解に努め、連携を図ることで、利用者の退所に向けた支援を行うとともに、退所後の再路上生活を防止する支援も合わせて行う。

④ 健康福祉局生活支援課と支援状況・実績・対策等の共有化を図り、より連携を深め、利用者の自立生活に向けた効果的な支援を行う。

⑤ 横浜不動産協会の協力による住宅相談や、協力不動産業者の活用により、利用者の居所確保を図る。

⑥ 本会の運営する福祉施設との更なる連携の他、利用者の意向に基づき、更生、

救護、高齢者施設などの福祉施設への入所支援を行う。

- ⑦ アウトリーチ活動がより効果的に行えるように、横浜市ホームレス総合相談推進懇談会を開催して、関係機関・団体、識者などの方々からの意見を得て、今後のアウトリーチ活動に役立てる。

(5) 施設運営・衛生管理

- ① 感染症の状況を踏まえたうえで、利用者の状況に応じた施設内作業の実施や、施設での生活環境の向上のために、スポーツや工場見学などの様々なレクやイベントの企画実行、また自立に向けた利用者への生活面の支援を行うなど、感染予防と並立したサービス・支援内容の改善に努める。
- ② 施設の衛生管理のため、定期的な消毒や寝具乾燥などを実施する。
- ③ 施設生活の協働化もかねて利用者から希望者を募って施設内の作業を実施し、作業後には謝金を渡す。
- ④ 厨房関係は栄養士による利用者の健康促進を行う。また、食品衛生面において、施設としての自主的な管理強化を図る。
- ⑤ 施設の維持管理を適正に行い、リスクのあるものや修繕を要するものは速やかに改善する。
- ⑥ 安全・安心な施設運営のために、日常的に災害への抑止対策に取り組むとともに、地域や施設内関係機関との防災訓練及び地震災害訓練を行う。
- ⑦ 感染症の状況を踏まえたうえで、施設への見学や実習を受け入れ、福祉施設としての社会的使命を果たすとともに、施設で実施している事業内容の広報周知等を図る。
- ⑧ 地域の一員として、地域の会議や催しには積極的に参加する。
- ⑨ 年末年始対策事業に協力する。

(6) 職員育成

職員のワークライフバランスに配慮した取り組みを進めるとともに、上司・職員間、職員同士の情報共有の機会をより一層充実させ、オンライン研修などを取り入れながら、法人としての人事評価や育成方針に基づいた組織的・体系的な研修を実施する。また、外部研修やケーススタディなどの定例職場研修により、職員へのコンプライアンス意識の浸透や能力向上を図って、組織としてのリスク管理や組織力向上を図る。

(7) 環境保護

施設内外の環境美化、緑化に努め、快適な環境づくりを行うと共に、事業実施に伴うごみの減量化、リサイクル、省エネルギーの促進・環境保護に努める。

3 本年度の課題・目標

(1) 感染症対策のために

- ①利用者の適切なマスク着用、施設来所時の検温や手指消毒の徹底などの感染対策を徹底し、感染症の感染予防、蔓延防止に取り組む。
- ②体調不良の入所希望者には、関係機関の協力のもとで積極的な医療対応等に取り組み、感染症の蔓延を防止する。
- ③陽性者の発生時には、施設内を感染が蔓延しないように区切り、職員は感染防止対策をとったうえで、利用者の療養対応を行う。
- ④感染予防資材の確保に努め、適切な感染予防策を講じることで、安全・安心な施設環境の保持に努める。
- ⑤感染対策により、入所を一時休止せざるをえない状況でも、一時的な待機場所を設定し、入所受け入れ再開まで入所希望者に滞在場所を提供する。

(2) コンプライアンスの遵守

- ①個人情報保護など、コンプライアンスの意識を職員間に浸透させ、組織としての管理体制を強化する事で、リスク管理や組織としての活性化を図る。

(3) 新たな施設機能の構築

- ①事務機能のブラッシュアップを行い、ICT化を進めるとともに、より安全で効率的なシステムの導入を図る。
- ②利用者の現状を踏まえて、施設のハード、ソフトの両面から施設内容を見直して、より効果的な支援が行えるような施設機能を構築する。

(4) 生活困窮者自立支援法に伴う業務執行のために

- ① 組織体制の整備により、切れ目のない支援を実践する。管理職職員らによって支援経過のチェックを行う。
- ② 無料低額診療制度の活用などによって、利用者のだれもが必要な医療受診が行えるよう支援を行う。
- ③ 利用者の入所時搬送サービスの実行によって、区との連携強化や施設利用率の向上を図る。
- ④ 借上げシェルター、ワンナイト入所、要配慮者の借上げシェルターなどを活用して、利用者の事情に沿った受け入れを積極的に行なう。
- ⑤ 施設の広報や外部の情報収集を行うと共に、施設内外の業務の円滑化と連携強化を図る。
- ⑥ 他の自立相談支援機関の支援調整会議に出席し関係機関としての連携を図る。

- ⑦ アウトリーチ活動、退所後支援などにより、施設外にいる対象者のニーズ把握に努め、はまかぜや関係機関と連携をして適切な相談支援を行う。
- ⑧ 利用者のアンケートを行って、利用者の意見・要望の把握に努め、業務や支援に反映させ、改善に取り組む。
- ⑨ 日頃から利用者のニーズ把握や信頼関係の構築に努め、支援中断による利用者への退所抑止に努める。
- ⑩ 利用者への継続的支援が必要な場合は、はまかぜの退所時に他の自立支援機関へ情報提供を行い、適切な引継ぎを行う。
- ⑪ 外部の生活困窮者からの相談や問い合わせに対して、適切な相談窓口などの情報提供を行う。

(5) 就労支援について

- ① 就労自立率＝就労可能と判断された者のうち **50%** の就労自立を目標とする。
(目標達成のために)
 - ア 就労セミナー、各種講座などを活用して就労への意識付けを行う。
 - イ 利用者には、求人の状況に合わせた就労活動を促すとともに、就業支援事業との連携により就労による自立支援を促進する。
 - ウ 技能講習、体験講習の活用により、利用者のスキルや経験に基づく就労活動を促して、就労につなげる。

(6) 退所後支援

- ① 支援担当職員とアウトリーチ担当職員の連携を強化して、より一層の退所後支援の充実を図る。
- ② 退所後の生活を安定させ再び路上に戻らぬように、利用者の退所後のアフターケア機能としてのプログラムを構築に取り組む。

(7) 人材確保・育成

- ① 法人と一体になって人材の確保に努め、組織全体で新人の育成に取り組む。
- ② 職員を国や県が行う研修に順次参加させ、法律や制度への理解を深める。
- ③ 施設が職員のスキルやキャリアアップを奨励・支援し、職員が知識を深め、技術をみがき、充実して仕事に取り組める職場環境を創る。
- ④ 定期的なケーススタディ研修などを行うと共に、法人の育成計画に基づいた研修を行って職員の育成やレベルアップを図る。
- ⑤ 国の「働き方改革」の推進に沿い、残業や休暇取得などで、職員により有効な職場環境の構築に取り組む。
- ⑥ 人権研修や個人情報保護に関する研修を定期的に行う。

(8) 施設運営・設備

- ① 文書管理・保管について、規程に基づいた適正な管理に取り組む。
- ② 老朽化により大きなリスクが想定され修繕を要する設備については、修繕計画をたて、タイミングを逸することなく、早急に修繕を実施する。
- ③ 新たに備品購入を要する物は、別紙中期計画に基づき費用対効果を考慮のうえで購入する。
- ④ 事業を行ううえでリスクの定期的な棚卸しや設備の点検を行い、安全な事業の実施に努める。
- ⑤ 年末年始対策事業への協力は、横浜市の仕様にもとづき支援団体など協力団体の協力を得て、円滑に運営できるように取り組む。

4 資料 2021年度事業について

(※数字は 2022 年 1 月末まで)

(1) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①一時生活支援事業による「はまかぜ」の施設運営

ア 利用者数

- ・ 281 人（前年度同月比 108 人減）
- ・ 借上げシェルター利用者数＝59 人（前年度同月比 37 人減）
- ・ ワンナイト入所利用者数＝22 人（前年度同月比 2 人減）

②自立相談支援機関としての支援

ア 個別支援

- ・ 利用者の同意のもとに適切な支援プランを作成、また職員間で支援情報の共有化と活用を図り、利用者の自立に向けた支援を行った。

イ 関係機関との連携

- ・ 各区の自立相談支援機関やハローワーク、医療機関、生活保護施設などと連携し、利用者の退所後の生活安定を考慮した支援に努めた。
- ・ 搬送サービス実績（5 区：41 件 前年度同月時：48 件）
- ・ 支援会議（見学会）は感染リスクを考慮して本年度実施なし。
- ・ 他の自立相談支援機関の支援調整会議に出席。
 - （中区：開催なし）
 - （南区：開催なし）
 - （緑区：6 月 21 日、11 月 26 日）

ウ アウトリーチ支援

- ・ 年間の相談件数＝956 件（男性＝917 件、女性＝39 件）
- ・ はまかぜへの入所実績＝19 件（男性＝18 件、女性＝1 件）
- ・ これまでのホームレス状態にある者の相談支援と共に、市民等からの通報などへの対応を意識的に行った。

エ 退所後支援

- ・ 退所後にアパートに入居して自立生活を送る者に対して、退所後の安定した居宅生活の確保推進を目的に、電話での状況確認のうえで感染予防に配慮しながら、見守りや相談を行う退所後支援を行った。
- ・ 訪問実績 8 回（実数 6 人）、終了 0 人

オ 支援中断による退所

- ・ 支援の中止率（無断、期限、その他）
17.7%（前年同月時 17.3%）

カ 退所後にアパートへ居所を確保した者

- ・ 26 人（前年度同月比 24 人減）

(2) 施設運営・衛生管理

①はまかぜサービスプラン（イベント）

- ・ コロナ感染予防の観点から実施せず。

②新たな施設機能の導入

- ・ 施設の今後を見据えた新たな施設機能の導入に向けて、職員のプロジェクトチームを立ち上げて、話し合いを行ってきた。

③見学者・実習生の受け入れ

- ・ 本年度は、コロナの影響から国家資格取得を目的とした学生の実習は大半の学校が中止となり、1校1名のみを受け入れた。また、施設への見学者の受け入れは感染予防策を徹底したうえで、25件、181名の見学対応を行った。
- ・ 実習学生の依頼を受けている大学からの依頼で、当施設の事業に関する動画を提供した。（9月28日）
- ・ 福祉専門学校の就職説明会（51名参加）に職員が参加して事業紹介を行った。
- ・ 寿町内関連施設の職員研修（20名参加）に職員が講師として参加、事業内容の説明を行った。

④防災訓練の実施

- ・ 複合施設内の利用機関との合同防災訓練を行った（10月18日）。
- ・ 施設単独で夜間想定避難訓練を行った（12月10日）。

⑤衛生点検・フトン乾燥・消毒

- ・ 職員が月1回、居室の衛生点検を行い、利用者へ衛生保持を働きかけている。
- ・ 法人委託の食品衛生コンサルタントによる食堂の衛生点検を隔月に実施。
- ・ 毎月1回、居室の消毒および害虫発生時に消毒を実施。
- ・ 年6回のフトン乾燥を実施。

⑥利用者アンケート

- ・ 利用者アンケート（6月17日、1月20～24日）を実施した。
- ・ 結果は施設内への掲示や、はまかぜ通信、法人ブログに掲載し周知を図った。

⑦2022年1月「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」を受託

- ・ 1月6日から12日に調査を実施、285人（内女性16人）を確認した。

⑧令和元年度年末年始対策事業（12月28日～1月4日）への協力

- ・ 臨時宿泊所の運営（入所7名）
- ・ 借上げ宿所の運営

⑨はまかぜ通信（隔月発行）

- ・ 各区生活支援課や関係機関への広報とより一層の連携を目的として、広報誌を作成して施設内容の広報周知を行った。

- ・ 29号（5月25日）、 30号（7月25日）、 31号（9月25日）、
32号（11月25日）、 33号（1月25日） 発行

⑩精神科嘱託医

- ・ 利用者の精神面に向けた相談ツールとして活用。（本年度の利用実績はなし）

⑩ 施設の維持管理

- ・ 職員と設備管理の業者による設備の巡視・点検結果をもとに修繕計画をたて、施設設備の修繕を行った。

(3) 職員育成

①法人による階層別研修を実施

- ・ リーダー研修（6月18日：2名、7月16日：2名、10月15日：2名参加）
- ・ ハラスメント研修（11月25日：2名参加）
- ・ 法人全施設職員参加のケーススタディ研修（5月26日、ケース事例を発表）

②全国更宿施設連絡協議会の外部研修に参加

- ・ 更宿連リモート研修（10月25日：3名参加）

③職場内研修

- ・ ケーススタディ研修や人権研修等、職員の自主的な勉強会を行った。
（ケーススタディ研修：10月22日、1月24日）
- ・ 人権研修（ハラスメントについて）6月10日から6月30日 正職員全員受講

(4) 就労支援の取り組み

① 就労自立率＝41.7%（前年度同月比 28.2 ポイント減）

ア 利用者の個々の事情に対して柔軟な対応を行った。

- ・ コロナ禍のもとで、可能なかぎり極力利用者の個々の事情に合わせた就労支援に取り組み、就労自活の促進に取り組んだ。

イ 就労セミナー

- ・ 就労セミナーの参加56人（8回実施）
コロナの影響で開催の見送りや日程を変更するなどして実施。
テーマをビジネスマナーや面接など求職の基礎的な内容に設定。
就労支援員職員による参加への働きかけや、求職者にとどめず広く利用者から参加者を募った。

ウ 就業支援事業との連携

- ・ コロナ禍の状況の下、事業実施時間などで制限を受けたが、就業支援事業の担当者とは、常に連携を密にして利用者の支援を行った。

(5) オリンピック・パラリンピック対応

- ・オリンピック・パラリンピック開催期間に、横浜市内の競技会場周辺が立ち入り禁止となる事情から、その周辺で屋外生活を行うホームレスに対して、横浜市が相談・宿泊援護を行う事業に協力した。(6月8日～8月22日)

(6) 5月連休期間の横浜市臨時相談に協力

- ・5月の連休期間に横浜市が行った緊急臨時相談所に協力、宿泊援護の提供体制を作った。

(7) コロナ禍への対応

① 感染予防の取り組み

- ・施設内に入る際の検温実施
- ・施設内の消毒
- ・利用者・職員への適切なマスク着用の徹底
- ・利用者、職員の希望者へのワクチン接種

② 職員の感染予防

- ・感染防止策としては、利用者、職員共に「3密（密閉、密集、密接）」を回避することを基礎とし、「ソーシャルディスタンス」の確保を意識した「新たな生活様式」を施設運営に取り入れ、新型コロナウイルス感染症の感染や、蔓延の防止に取り組んできた。

③ 新型コロナウイルスワクチン接種にむけた取り組み

- ・市内のホームレスを対象に、アウトリーチ職員がチラシで接種の周知
- ・利用者のワクチン接種：初回8月21日、2回目9月11日＝17名
- ・アウトリーチ経由：初回8月28日、2回目9月18日＝1名

④ 入所希望者の発熱対応

- ・拡充シェルター実績 2件（12月25日、1月22日）

⑤ 陽性者の発生状況

ア 利用者の陽性者

- ・7月26日～8月2日 陽性者5名発生（8月6日：記者発表）

⑥ 一時入所休止中の臨時借上げ対応

- ・陽性者発生の伴う一時的な入所の休止期間に、新たな入所希望者への待機場所として、臨時借上げ簡易宿泊所を用意。(2月から利用開始)

(8) 2021年度事業の評価

- ・今年度も、前年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により、感染予防と拡大防止の対応に追われた毎日であった。そのコロナ禍の中でも、入所施設としての受け入れは継続しつつ、5月の連休やオリンピック開催期間には、行政の臨

時相談に合わせて、宿所等を提供する対応に協力し、ワクチン接種に関しては、アウトリーチ職員による横浜市内のホームレスへの周知活動をはじめ、接種を希望する者を実際に接種へつなぐなどの援助を行ってきた。

夏季に利用者、職員が最初のワクチンの接種を打ち始めたころ、利用者に陽性者が発生してクラスターとなり、療養のために施設内を仕切るなど、隔離した部屋での療養対応を行った。幸いにも陽性者の症状悪化や、施設内での感染拡大には至らず、社会の情勢とともに一時は鎮静化の様子もうかがえた。だが、変異株の蔓延が起これば 1 月末に再び利用者のクラスターが発生して、隔離対応に追われることとなった。

今年度のコロナ禍を経験して、日常的な個々の感染防止策とともに、体調不良者をいち早く察知して、ウイルスの施設内での蔓延を防ぐこと、また施設内で陽性者の療養をいかに安全に行うかが重要であると感じた。

- ・感染リスクとの闘いの中でも、利用者の受け入れを行ってきたが、入所者数は大幅に減少し（1 月末時点で前年度比 173 名減）、退所後支援の訪問も実施できない期間があった。しかし年度後半には、入所休止中の入所希望者についての臨時的な借上げ宿所が整備されるなど、状況に応じた対応や様々な工夫によって入所の受付を継続してきた。
- ・ここ数年の傾向と変わらず、年度を通して介護的支援を要する利用者が在籍していた。日常生活に課題を抱える利用者の支援は施設として課題となっている。
- ・様々な課題を抱えながらの支援であったが、利用者の絶対数が少ない中でも、自立率はほぼ前年並みの高率を果たせた。今後も、施設の優位性をアピールし、より多くの自立者を輩出するために、支援に取り組むことが重要である。
- ・利用者アンケートを 2 回実施。アンケート結果の検証と結果の周知を行った。

・職員雇用面

年度当初、法人内異動により、1 名減、1 名増

コロナ禍の制限がかかる中、法人の新卒採用活動に協力し、来年度の新卒職員 2 名を採用予定とし、アウトリーチ非常勤職員 1 名も雇用したが、常勤職員 1 名とアウトリーチ担当非常勤職員 1 名の欠員など、職員の欠員状態が続いている。

- ・営繕担当職員により、修繕対応には修繕計画を立てたうえで、早期の対応に留意してきた。
- ・職員にコンプライアンス意識を根付かせ、またそれら職員が生き生きと働ける組織風土を構築すること、そうしたマンパワーの改革とともに、一方では施設の新たな機能の提案・整備が求められている。現在、職員間での話し合いがもたれている状況であるが、これらを今後の重要な課題と位置づけ、一つずつ形にすべき時期に来ている。